

令和7年8月25日(月)、8月31日(日)の計2日間、「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第103号線」(以下、補助第103号線)、「東京都市計画道路幹線街路放射第32号線」(以下、放射第32号線)、「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第121号線」(以下、補助第121号線)、「東京都市計画用途地域」及び「東京都都市計画特別用途地区」に関する都市計画素案についての説明会を開催しました。

主なご質問の要旨とそれに対する回答について、以下に記載いたします。

【都市計画等に関する内容】

Q1 今回示された変更案が、更に変更される可能性はあるのか？

A1

本説明会は、対象の都市計画道路について、都市計画変更の素案の内容を説明し、意見を伺うために開催する都市計画変更素案の説明会です。今後は、都市計画変更素案に対して頂いたご意見を参考として都市計画案を作成し、都市計画案の公告・縦覧を行います。この間、都市計画法の規定に基づき、意見書の提出を行うことが出来ます。その後、都市計画審議会において審議され、その議決を経て都市計画決定されることになります。

都としては、今回示した案をもとに手続きを進めて参りたいと考えています。

Q2 交通量が減少している理由はどのように考えているか？

A2

交通量の変化には、自動車保有台数の減少、戸別配送の増加等、様々な要因が考えられますが、補助第103号線(業平五丁目付近)の自動車交通量は、平成24年の東京スカイツリー®の開業以降も一貫して減少しています。

Q3 京成橋の拡幅する部分について、将来的に今回と同様に拡幅の計画がなくなるようなことがあるのか？また、拡幅の時期は決まっているのか？

A3

放射第32号線の京成橋付近については、安全かつ円滑な道路交通を確保するために必要な道路の範囲を都市計画道路の区域として残すものである。拡幅の時期については現時点では未定です。

Q4 補助第121号線は、幅員を広げる計画があるのか？

A4

補助第121号線は、現況の幅員が11mであるものを15mに拡幅するという計画になっています。拡幅の時期は現時点で未定です。

【建築制限等に関する内容】

Q 1 廃止予定となった範囲について、建築制限が変更となるのか？

A 1

現在、都市計画法第53条及び第54条に基づき、都市計画の区域内において建築する場合、建築物の階数、高さおよび構造等について建築制限がかけられています。手続きが完了し、都市計画が廃止されると、こうした都市計画法による建築制限がなくなります。

Q 2 今回の変更により、拡幅の計画がなくなれば、移転しなくてよくなるのか？

A 2

今回お示した案で都市計画決定されると、道路の都市計画を廃止する区域（計画変更廃止線：黄色の凡例で示したもの）においては、新たに道路が整備されることがなくなることから、区域外へ移転することも必要なくなります。

Q 3 拡大図②（橋詰）の周辺に住んでいるが、当該地で暮らすことへの影響があるのか教えて欲しい？

A 3

今回お示した案で都市計画決定されると、道路の都市計画を廃止する区域においては、新たに道路が整備されることがなくなります。

また、道路の都市計画の変更に合わせ、道路の計画線の位置を基準に指定された用途地域及び特別用途地区が変更されます。これに伴い、建築物の用途の制限とあわせて、建築物の建て方のルールが一部変更されることとなります。